

○独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程

[平成15年10月1日付]

[15農畜機第8号-2]

改正 平成15年10月31日付15農畜機第629号
平成16年3月31日付15農畜機第3053号
平成17年11月22日付17農畜機第3395号
平成18年3月24日付17農畜機第4760号
平成19年3月22日付18農畜機第4473号
平成20年3月28日付19農畜機第4988号
平成21年3月25日付20農畜機第4832号
平成21年6月1日付21農畜機第1076号
平成21年11月30日付21農畜機第3686号
平成22年12月1日付22農畜機第3527号
平成23年3月29日付22農畜機第5178号
平成24年4月27日付24農畜機第491号
平成26年12月1日付26農畜機第3769号
平成28年2月22日付27農畜機第5055号
平成28年10月17日付28農畜機第3542号
平成28年12月13日付28農畜機第4579号
平成29年3月27日付28農畜機第6637号
平成30年1月18日付29農畜機第5400号
平成31年1月17日付30農畜機第5722号
令和元年6月25日付元農畜機第1967号
令和元年12月3日付元農畜機第5224号
令和2年12月4日付2農畜機第4852号
令和4年5月31日付4農畜機第1363号
令和4年11月30日付4農畜機第4763号
令和5年11月28日付5農畜機第5560号
令和6年1月23日付5農畜機第6747号
令和7年1月27日付6農畜機第6923号
令和7年3月25日付6農畜機第8524号
令和8年1月26日付7農畜機第7000号
令和8年3月25日付7農畜機第7777号

(総則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 役員の給与は、本俸、特別調整手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

（給与の支給日）

第3条 役員の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。）は、毎月16日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

（本俸）

第4条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 理事長 | 1,047,000円 |
| (2) 副理事長 | 961,000円 |
| (3) 総括理事 | 907,000円 |
| (4) 理事 | 855,000円 |
| (5) 監事 | 734,000円 |

2 新たに役員となった者には、その日から本俸を支給する。

3 役員が退職したときは、その日までの本俸を支給する。

4 前2項の規定により本俸を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の本俸の月額的全額を支給する。

（特別調整手当）

第5条 特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に支給する。

2 特別調整手当の月額は、東京都特別区に在勤する役員にあっては、本俸の月額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 特別調整手当の支給方法については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当については、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-4）第13条の規定を準用する。

(期末特別手当)

第7条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ理事長が別に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 前項の支給日が休日に当たるときの取扱いについては、第3条ただし書の規定を準用する。

3 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の175.0を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

4 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国の職員となった場合には期末特別手当を支給しない。

5 国の職員から引き続き役員となった者(独立行政法人農畜産業振興機構役員退職手当支給規程(平成15年10月1日付け15農畜機第8号-3)第5条第1項又は第2項に該当する者に限る。)の第3項の在職期間については、国の職員として在職した期間を現に在職する役員としての在職期間とみなす。

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第9条の規定により解任された役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第7条の3 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する

場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(実施細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構設立の際、農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の役員であって、引き続き機構の役員に任命された者の在職期間の算定については、旧法人の役員であった期間を機構の在職期間とみなす。

附 則（平成15年10月31日付15農畜機第629号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第3条の変更規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による変更後の独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

なお、機構設立の際、農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の役員であって、引き続き機構の役員に任命された者についても、引き続き在職したものとみなし、基準額及び調整額を算定するものとする。

- (1) 農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金から引き続き役員となった者にあつては、平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が農畜産業振興事業団役員給与規程又は野菜供給安定基金役員給与規程（以下「旧法人の役員給与規程」という。）の規定において受けるべき俸給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年9月までの月数及び同年10月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から9月30日までの期間及び同年10月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じ

て得た額

- (2) 農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金から引き続き役員となった者にあつては、平成15年6月に支給した期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則 (平成16年3月31日付15農畜機第3053号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月22日付17農畜機第3395号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程第7条第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸、特別調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18年3月24日付17農畜機第4760号)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日付18農畜機第4473号)

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日付19農畜機第4988号）

（施行期日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日付20農畜機第4832号）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日付21農畜機第1076号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則（平成21年11月30日21農畜機第3686号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程第7条第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき本俸、特別調整手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年12月 1 日付22農畜機第3527号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
 - 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程第 7 条第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - （1）平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日）において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において役員として在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成 22 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額
- （その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年3月29日付22農畜機第5178号）

（施行期日）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月27日付24農畜機第491号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年 5 月 1 日から施行する。
（本俸月額の特例）
- 2 平成24年 5 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程（以下「役員給与規程という。」第 4 条第 1 項に定める役員の本俸の月額の支給に当たっては、その月額に100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
（特別調整手当の特例）

- 3 特例期間においては、第5条第2項に基づき支給される特別調整手当の支給に当たっては、その月額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(期末特別手当の特例)

- 4 特例期間においては、当該役員が受けるべき期末特別手当の額に支給減額率を乗じて得た額を減ずる。

(平成24年6月に支給する役員に対する期末特別手当に関する特例)

- 5 平成24年6月に支給する役員に対する期末特別手当の額は、役員給与規程第7条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末特別手当の額(基準額)から、次に掲げる額の合計額を減じた額とする。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から翌年3月31日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から翌年3月31日までの月数(同年4月1日から翌年3月31日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から役員として在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において役員であった者に同月支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに平成23年12月1日において役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(3) 平成24年4月1日において役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に100分の0.5を乗じて得た額

(4) 改正後の役員が受けるべき本俸及び特別調整手当の月額の合計額に支給減額率を乗じて得た額

附 則 (平成26年12月1日付26農畜機第3769号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則 (平成28年2月22日付27農畜機第5055号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年2月22日から施行し、平成27年4月1日から適用す

る。

(平成27年6月及び12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成27年6月及び12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の147.5」「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則 (平成28年10月17日付28農畜機第3542号)

(施行期日)

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則 (平成28年12月13日付28農畜機第4579号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月13日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (平成29年3月27日付28農畜機第6637号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年1月18日付29農畜機第5400号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年1月18日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (平成31年1月17日付30農畜機第5722号)

(施行期日等)

- 1 この規程の改正は、平成31年1月17日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する第7条第3項の規定の適用については、第7条第3項中「100分の175」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則（令和元年 6 月 25 日付元農畜機第 1967 号）
（施行期日等）

この規程の改正は、令和元年 6 月 25 日から施行し、令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 3 日付元農畜機第 5224 号）
（施行期日等）

1 この規程の改正は、令和元年 12 月 3 日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（令和元年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 令和元年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 7 条第 3 項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 172.5」とする。

附 則（令和 2 年 12 月 4 日付 2 農畜機第 4852 号）
（施行期日等）

1 この規程の改正は、令和 2 年 12 月 4 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

（令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 令和 2 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 7 条第 3 項中「100 分の 167.5」とあるのは「100 分の 165.0」とする。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日付 4 農畜機第 1363 号）
（施行期日等）

1 この規程の改正は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 令和 3 年 12 月に機構において期末特別手当を支給された役員の令和 4 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 7 条第 3 項中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 152.5」とする。

附 則（令和 4 年 11 月 30 日付 4 農畜機第 4763 号）
（施行期日等）

1 この規程の改正は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、第 7 条第 3 項中「100 分の 165.0」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

附 則（令和 5 年 11 月 28 日付 5 農畜機第 5560 号）

（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
（令和 5 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和 5 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170.0」とあるのは「100 分の 175.0」とする。

附 則（令和 6 年 1 月 23 日付 5 農畜機第 6747 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 6 年 1 月 23 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 1 月 27 日付 6 農畜機第 6923 号）

（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、令和 7 年 1 月 27 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 6 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和 6 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 172.5」とあるのは「100 分の 175.0」とする。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日付 6 農畜機第 8524 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 26 日付 7 農畜機第 7000 号）

（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、令和 8 年 1 月 26 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 7 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 令和 7 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項中「100 分の 175.0」とあるのは「100 分の 177.5」とする。

附 則（令和 8 年 3 月 25 日付 7 農畜機第 7777 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。